第4章 目標達成のための具体的な取組

第3章において、3つの基本目標と、それを達成するための基本計画について示しましたが、本章では、基本計画のさらに具体的な取組内容について、次のとおりまとめました。

個人や地域全体又は企業や関係機関等に期待する自主的な行動を

市民一人ひとり・地域 に期待すること

企業・事業者・団体 に期待すること

として示しています。

そして、これらが実行され、計画の目標が達成されるために、市と市社協が果たすべき 青務を

市と市社協 の取組

として整理しています。



(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

誰もが安心・安全に暮らしていくことができる地域社会を構築するためには、地域住民 による、自治会活動や民生委員・児童委員の活動、様々なボランティア活動などへの自主 的な参加を通じて、地域の支え合いの基盤を整備する必要があります。

しかし、地域懇談会や地域福祉活動者へのアンケート調査では、地域福祉活動への参加 者の中に、活動に対する負担感、やらされ感、マンネリ感を持ちながら、活動している人 が多くいることがわかりました。その原因として、働き方や生活スタイルの変化、価値観 の多様化等により、住民の地域福祉活動へ参加が少なくなったことで、活動の活性化や負 担の分散が図られなくなったことが考えられます。また、これらの問題が、地域福祉活動 に関するマイナスイメージにつながり、さらに住民の地域福祉活動への参加の妨げとな るという、悪循環も懸念されます。

そこで、すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つこ とができるよう、また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、 働きかけや支援を行います。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・役員、活動者のなり手が不足している(地域懇談会)
- 役員が高齢化、固定化している(地域懇談会)
- 1人の人が重複して役を担っており、行事への参加・協力の機会が多い(地域懇談会)
- ・世代間の交流を活発にしたい(地域懇談会)
- 活動している人や取組を知ってもらう、情報発信をする必要がある(地域福祉ワークショップ)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近で行われている地域福祉活動に協力し、参加してみましょう。まずは、最 も身近な地域福祉活動の主体である自治会活動に参加することから始めましょう。
- 身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- 自治会等、地域福祉関連団体は、地域福祉活動に無理はないか、誰かに負担が集中し ていないか、よりよい活動がないかなど、活動の在り方について、話し合ってみましょ う。また、若い人や現役世代の人でも参加しやすいよう、地域福祉活動の内容や時間 等を工夫しましょう。

- 他の団体に対して、協働を呼びかけましょう。
- 事業者や企業は、人材、金銭面の援助や施設の開放等で、積極的に地域の活動に協 カしましょう。

取組	内容	担当
ボランティア団体の支援	●米子市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ●ボランティアコーディネート機能を充実させるとともに、個人・団体のボランティア育成や幼少期からボランティアの心を育めるような活動を推進することで、活動の裾野が広がるよう取り組みます。	市市社協
地域団体ネットワーク形 成のコーディネート	●地域で活動する様々な団体が、協働して地域課題の解決に取り組めるよう、団体のネットワークの形成をコーディネートします。	市社協
コミュニティワーカーの 配置	●公民館区域で、地域福祉活動への住民参加の促進、活動の立上げ、他団体や行政との調整などを支援する専門職である「コミュニティワーカー」を配置します。	市市社協
地域支え合い交付金の創設	●地域住民主体の地域福祉実践を促進するための財政的支援として、地域福祉活動の資金として幅広く活用できる交付金を創設します。	市
各種募金や寄附活動の促 進・資金調達の支援	●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄附活動を促進するとともに、「福祉の地域づくり自動販売機事業 37」を推進するなど、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。 ●様々な補助金や民間助成金制度、その他資金調達に関する情報を提供し、その申請事務等を支援します。	市社協
自治会の加入促進支援	●様々な機会を捉えて、自治会の役割や意義を市民に 丁寧に説明し、自治会が行う加入促進に関する活動を 支援します。	市
地区社会福祉協議会活動 の支援	●地区社会福祉協議会の活動が活性化するように、地域で活動する団体や企業などと連携した取組を推進し、地区社会福祉協議会への参加促進を支援します。 ●住民による地域福祉活動を促進するために、地区社会福祉協議会に対し活動の支援や補助金交付による財源の支援を行います。 ●地区社会福祉協議会会長連絡会、在宅福祉員代表者連絡会の運営に協力し、米子市全体の地域福祉活動の在り方や実践方法について協議します。	市社協
福祉のまちづくりプラン の推進	●地区単位の住民主体の地域福祉活動計画である「福祉のまちづくりプラン」の作成を推進し、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでいくことを支援します。	市社協

³⁷ 福祉の地域づくり自動販売機事業:寄付型自動販売機の設置を促進する事業で、売上の一部が社会福祉協議会へ寄付される仕組み

(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働

地域における社会問題やニーズが多様化している中で、市が単独でそれらすべてに対 応することは、非常に困難な状況にあります。そこで、行政と民間が協働して地域課題の 解決に取り組んでいくことが求められます。

民間企業は、ニーズ把握から事業化までをスピーディーに進めていくことに長けてお り、自らの事業活動の経験を生かした柔軟な取組が可能ですし、民間企業が活躍すること により、新たな雇用の場を生む可能性もあります。

また、民間企業側にも、事業活動を通じて地域課題を解決することで、企業イメージの 向上につながるメリットもあります。

このことから、市や市社協と、民間企業や福祉以外の分野の事業とが連携及び協働を図 り、それぞれが持っている知見やノウハウ、ネットワークなどの得意分野を活かすことに より、効果的・効率的な地域課題の解決に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 支援団体の運営に関する相談の場がない(児童・子育て支援団体)
- 支援団体において寄附金や会費以外の運営資金の確保(企業スポンサー等)が必 要 (障がい者等の親の会)
- ・官民が互いの役割を理解し、役割を分担してほしい(地域福祉ワークショップ)

- 地域住民と連携し、地域の課題を、行政だけではなく、様々な業種の事業者や企業、 各種団体とも共有し、解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- 事業者や企業は、地域の課題をビジネスによって解決できないか、検討しましょう。
- 社会福祉法人は、その専門性やノウハウを活かした「地域における公益的な取組³⁸」 を実施しましょう。

³⁸ 地域における公益的な取組:社会福祉法によりすべての社会福祉法人に課されている責務。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人 の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。 「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当 たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努 めなければならない」(社会福祉法第24条第2項)

取組	内容	担当
ソーシャルビジネス ³⁹ ・ コミュニティビジネス ⁴⁰ への支援・連携	●ビジネスの観点・手法により、福祉的課題や地域 課題の解決を図る民間の事業に対し、個人情報保護 に十分配慮しつつ、市の保有するデータの提供や実 証実験などで協力します。	市
SIB ⁴¹ の推進	●SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド) の仕組みを導入し、民間事業者のノウハウを活用して福祉的課題や地域課題の解決を図ります。	市
大学その他各種学校との連携	●鳥取大学、島根大学、YMCA等の各種学校と連携 し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を 図ります。また、関西学院大学との連携協定事業を継 続します。	市
社会福祉法人連絡会の充 実	●市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「米子市社会福祉法人等連絡会」を充実・活性化させ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組を検討するとともに、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげます。 ●社会福祉法人と様々な団体や企業の交流の機会を設けます。	市社協
えんくるり事業42の推進	●県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する相談支援事業を行う「えんくるり事業」へ参加し、相談支援体制の強化や資源開発に協力します。	市社協
事業者や企業への働きかけ	●事業者や企業が、地域福祉活動に協力し、あるいは 社会福祉に貢献するよう、積極的に働きかけるととも に、地域福祉実践者との仲介を行うなど、事業者や企 業の地域貢献の機会の創出に努めます。	市社協

³⁹ ソーシャルビジネス:貧困問題や環境問題などの社会問題に対して、ビジネスの手法を通じて解決を図っていく事業活動

⁴⁰ コミュニティビジネス:「ソーシャルビジネス」のうち、地域的な課題に特化した事業活動

⁴¹ SIB: 「ソーシャル・インパクト・ポンド」の略。官民連携の仕組みの一つで、行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に社会的課題の解決に資する事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う方式

⁴² えんくるり事業:鳥取県社会福祉協議会が中心となって、県内の複数の社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」として、深刻な生活課題や既存の制度の対象とならない事案の解決に向けた総合的な相談支援を行う事業

(3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備

住民同士が地域の課題を共有し、課題解決に向けて様々な活動に取り組むためには、誰 もが気軽に立ち寄って、情報交換をしたり、住民や団体等が集まって共に地域福祉活動を 行ったりする拠点が必要です。考えられる拠点としては、第一に「米子市民自治基本条例」 により「身近な地域におけるまちづくりの拠点」として位置付けられている公民館があり ますが、地域懇談会や計画策定委員会では、公民館について、「入りづらい」「自宅から遠 いので、ほかにも使える拠点もあった方がよい」といった意見がありました。

このことから、公民館を誰もが利用しやすい施設にするとともに、集会所、隣保館、各 種学校、空き店舗、民間施設など、地域の様々な社会資源を有効活用し、住民の身近なと ころに地域福祉・住民交流の拠点ができるよう努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 公民館の機能を充実させたい(地域懇談会)
- 公民館が誰にでも活用しやすい場所とすることが必要(地域懇談会)
- 空家を活用してコミュニティの活動の場にしたい(地域懇談会)
- 気軽に集まれる場、集会所がほしい(地域懇談会)
- 生活サービスの場(コインランドリー、デパート、病院、薬局等)に交流スペー スを設けてほしい (地域福祉ワークショップ)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 公民館や身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- 地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

○ 企業や社会福祉法人等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行 うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。

取組	内容	担当
公民館の有効活用	●公民館が、誰もが利用しやすい施設となるよう、施 設設備及び運用方法について検討します。	市
空き家や空店舗の活用促進	●地域住民と連携を図りながら、空き家や空き店舗の 把握に努め、地域福祉活動や住民交流の拠点整備に向 けて、空き家や空き店舗の有効活用を促進します。	市市社協
既存施設の活用促進	●障がい者の様々な活動の場である「地域活動支援センター43」や「米子市児童文化センター」などの福祉関連施設、児童館や学校などの地域との関わりが深い施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。	市
コミュニティ施設整備費補 助金 ⁴⁴ の交付	●集会所、スポーツ広場、放送施設等の新設、増改築等を行う自治会等に対し、「コミュニティ施設整備費補助金」を交付します。	市
事業者や企業への呼びかけ	●社会福祉法人や企業等に対し、社会貢献活動の一環として、地域組織や地域福祉団体の地域福祉活動のために、可能な範囲で所有する施設を開放するよう、協力を働きかけます。	市市社協
地域の居場所づくりの推進	●「ふれあい・いきいきサロン活動」による高齢者の 居場所づくりを推進し、介護予防の促進や個別課題の 発見に努めます。 ●子ども食堂や子育てサークルなど、子育て中の親子 や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援し ます。 ●これらの居場所を結びつけることで、多世代の交流 につなげます。	市社協



-

⁴³ 地域活動支援センター:障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設

⁴⁴ コミュニティ施設整備費補助金:市民による、自治会活動やコミュニティ活動の基盤となる環境作りの支援を目的に、コミュニティ施設(集会所、スポーツ広場、放送施設等)の新設、増改築等を行う自治会等に対し交付される補助金

(4)

(4) 災害に備えた支え合い体制の構築

火災、地震、風水害などの災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、市 民の状況や特性に合わせて、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援が行えるよう、市民と行 政や関係機関が一体となって、地域防災力を強化していく必要があります。

そして、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という防災意識を高め、普段から 災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」というの意識の下、近隣 の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支え合いの体制を整えてお くことが、非常に重要となります。

そのため、防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、日頃からの隣近所での声かけや見守り、避難場所や避難経路等の確認、災害発生時の支え合いの仕組みづくりを促進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 高齢者が増え災害時の避難が難しい(地域懇談会)
- 自主防災組織がない(地域懇談会)
- 防災活動を活発化させたい(地域懇談会)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 日頃から隣近所で声かけをするなど、顔が見える関係を築いておきましょう。
- 〇 「支え愛マップ⁴⁵」の作成・活用を通じて、要支援者の情報や地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の避難支援体制を整備しておきましょう。
- 避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりする など、日頃から災害に備えておきましょう。
- 自分の力で避難することが不安な人は、そのことを隣近所に話しておくとともに、「災害時要援護者台帳⁴⁶」への登録を申請しましょう。
- 災害発生時には、自分の安全のためだけではなく、救助に来る人の安全のためにも、 行政からの避難に関する情報に留意し、早めの避難を心がけましょう。

⁴⁵ 支え愛マップ:平常時の見守りや災害時の避難支援を目的として地域住民が主体的に作成する、支援を必要とする者及びその支援者 の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図

⁴⁶ 災害時要援護者台帳:非常時における避難行動の支援を円滑に行うことを目的として、災害時要援護者(高齢者、障がい者等)の同意を得て必要な情報を登録した台帳。平常時から自治会、自主防災組織、消防団等の支援者に提供している。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所⁴⁷や地域住民の避難所 として活用できるよう、協力しましょう。
- 福祉事業者は、災害発生時に、市からの要請に応じて、高齢者や障がい者等の特性に合わせたケアや一般避難所から福祉避難所への移送、トリアージ⁴⁸等、その専門性とノウハウを活かして、市民の避難支援に協力しましょう。

取組	内容	担当
支え愛マップ作成・活用の 促進	●各自治会に対し、支え愛マップの作成を働きかけ、マップ作成過程を通じた、地域の災害時避難支援体制の構築を促進します。 ●地域住民主体で行うマップの更新作業やマップを活用した避難訓練に対し、支援や助言を行う等、マップ作成後のフォローを行います。	市社協
福祉避難所の拡充	●企業や福祉事業者等に対し、「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」の締結を働きかけ、福祉避難所の拡充に努めます。 ●福祉避難所運営マニュアルを更新し、福祉避難所における避難支援の在り方や避難者の特性に配慮した物資・機材の備蓄に努めます。 ●一般避難所において、福祉避難スペースを確保するなど、要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。	市
防災訓練の充実	●福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時要配慮者の避難を想定した防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかけます。	市
災害時要援護者台帳の仕組みの見直し	●災害時要援護者台帳の在り方を見直し、効果的な活用方法や情報更新の仕組みを検討します。 ●台帳と支え愛マップとを組み合わせて活用することにより、より効果的な避難支援につなげます。	市社協
自主防災組織の結成促進	●組織未結成の自治会に対する働きかけを行うとと もに、出前講座による防災知識や意識の普及啓発や防 災士の育成に取り組みます。	市
災害ボランティア等の体 制整備	●大規模災害発生時に開設する「米子市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。また災害ボランティアマニュアルの刷新を図ります。 ●全国の大規模災害被災地へ職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成に取り組みます。	市社協

⁴⁷ 福祉避難所:災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所。

⁴⁸ トリアージ:緊急度に応じてケアや移送の優先順位を決めること。

(5)

(5) 自死に追い込まれない社会づくり

自死は、その多くが社会的孤立、病気、過労、生活困窮、いじめ等、様々な要因が絡み合い、心理的に追い込まれて、正常な判断ができなくなってしまった末の死であると言われています。また、自死を考えている人は、何らかの兆候を発していることが多いと言われています。

このことから、本人の悩みに寄り添い、孤立させないことや周りにいる人たちが本人の 異変に気付き、精神科医等の早期支援につなげることで、自死は未然に防ぐことができる と考えられます。

一人ひとりの尊い命が自死によって失われることのないよう、自死を発生させない社 会づくりに取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- 行政窓口の対応時間を拡大してほしい (計画策定委員)
- それぞれの団体がつながり、切れ目のない相談対応をしてほしい(計画策定委員)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近にいる人が、悩みを抱えていることに気がついたら、できる範囲で声かけを したり、話を聞いたりしてみましょう。
- 自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込まず、下記のこころの相談に関する窓口に相談しましょう。
- 自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の 医療機関(精神科・神経科・心療内科など)や「いのちの電話49」等に相談しましょう。
- 地域で孤立する人をつくらないよう、誰でも参加できる交流の機会を持ちましょう。

【こころの相談窓口一覧】

_

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥取いのちの電話	0857-21-4343	(365日)12時~21時
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	(毎月10日)8時~翌日8時
米子市健康対策課	0859-23-5452	(平日) 8時30分~17時15分
鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9310	(平日) 8時30分~17時15分
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	(平日) 8時30分~17時15分

⁴⁹ いのちの電話: 訓練を受けたボランティアが、様々な困難や危機にあって孤立している人、又は自死を考えている人に対し行っている電話相談活動

企業・事業者・団体 に期待すること

- 自死のリスクがある人の支援について、「守り、支え合ういのちチーム⁵⁰」に協力しましょう。
- 企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

取組	内容	担当
自死に対する知識の普及啓 発・ゲートキーパー ⁵¹ の養 成	●公民館で行われる健康講座等、様々な機会を捉えて、市民、企業、事業者等、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動と、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ●相談支援業務を行う市の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施します。 ●学校の児童生徒に対し、命の尊さを学び、辛いときや苦しいときに助けを求める力を育てるための教育を実施します。 ●中学生や高校生に対し、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう、友人や家族の悩みに気付き、必要な支援につなぐ力を育てるための教育を実施します。	U
相談窓口の周知	●多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。	市
「守り、支え合ういのち チーム」による支援	●自死につながる可能性のある人を発見した場合は、 自死予防の専門的知識のあるメンバーで構成される 「守り、支え合ういのちチーム」が相談を受け、自死予 防に関する支援を行います。	U

⁵⁰ 守り、支え合ういのちチーム:自死につながる可能性のある人を発見したとき、相談を受け、市役所内外の関係機関と連携して支援を行う、健康対策課の自死予防対策担当保健師を中心とした市役所の専門チーム

⁵¹ ゲートキーパー:専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることが期待される人のこと。

(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

本計画の策定過程において開催した地域懇談会では、参加者から、地域の課題や必要な 取組について、いろいろな立場の人が話し合う機会の必要性を認識したとの意見が多数 ありました。

地域課題の解決や支援を必要とする人の早期発見・早期支援のためには、近隣住民同士の見守りや民生委員・児童委員等の地域福祉活動を通じた「発見」を、地域に関わる様々な人や団体が「共有」し、住民の地域福祉活動や地域包括支援センター等の支援関係機関、行政、市社協等の「協働」につなげていくことが必要です。

そして、この一連の取組は、何か問題が起こってから対応するのではなく、未然に問題 を防ぐという観点で実践してくことが重要となります。

これらを踏まえ、地域における様々な課題の発見・共有・協働の仕組みづくりや事前対 応型の相談支援体制の構築に取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・独居高齢者で引きこもりがちな人がいる(地域懇談会)
- 新築アパート等、どんな人が住んでいるか分からない(地域懇談会)
- 見守り活動をする上で守秘義務の壁がある(地域懇談会)
- 向こう三軒両隣の意識を持ち、用事を頼んだり助け合ったりしたい(地域懇談会)
- ・ 支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要(計画策定委員)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 隣近所の、一人暮らしの高齢者などの心配な人の様子や地域の生活上の課題などに目 を向けましょう。
- 地域の中で、地域の現状課題について話し合う機会を設けましょう。
- 心配な人や世帯を見つけたら、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。

- 業務・活動中に、心配な世帯や人を発見したら、相談機関に連絡しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

取組	内容	担当
高齢者の見守り支援の充実	●在宅福祉員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。	市社協
民生委員・児童委員と地域 の見守り活動の連携促進	●民生委員・児童委員と在宅福祉員や地区少年指導委員52等による地域の見守り活動が、相互に補完し合い、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築します。	市市社協
地域団体のネットワーク 形成の支援(再掲)	●地域に関わる団体が、地域課題の解決に向けて協働できるよう、ネットワークの形成をコーディネートします。	市市社協
事業者による見守り活動 の推進	●市内の住宅を訪問する事業活動を営む事業者の協力を得て、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備します。	市
個人情報の取扱いの検討	●課題を抱える世帯に対する多機関協働の支援を円滑にするため、個人情報について、プライバシー保護の側面と、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときには例外的に利用することができる側面を、適宜バランスを取りながら、適切かつ有効な取扱いを検討します。	市
地域アセスメントによる 課題の発見・共有	●住民参加によるワークショップやアンケート調査、 地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分 析等を行うことにより、地域課題の発見・共有を図り ます。	市社協
支え愛マップを活用した 課題把握	●支え愛マップを災害時だけでなく、要支援者に対する日常的な見守り活動に活用し、困りごとの早期発見、解決に繋がるよう推進します。	市社協

⁵² 地区少年指導委員:関係機関、団体の推薦により市長が委嘱及び任命し、子どもの安心安全のために、地区ごとにまとまって街頭指導や子どもの見守り、安全バトロール、環境浄化活動等を行う。

(7)

(7) 誰もが活躍できる環境の整備

その人の性別や人種、年齢、障がい等の個人的な特性、又は子育て、家族の介護等の生活の状況によって、当たり前の生活ができなかったり、社会参加の機会が奪われたりすることが無いよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、いつもは支援されることが多い高齢者、障がい者、子ども等が、あるときは支援 する側に回るなど、可能な範囲で地域社会の中で活躍することは、その人の生きがいにつ ながり、自尊心の向上に良い影響をもたらすと同時に、地域の活性化につながることも期 待できます。

このことから、すべての市民に、自分なりの生き方の選択権と、その人の特性に合わせて、「OOができない」ではなく「OOならできる」という視点で活躍の機会が提供されるように、環境整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・障がい者の地域生活について、地域によって住民の理解に差が大きい(一般相談支援事業所)
- 高齢者の力を地域で発揮できる場がほしい(地域懇談会)
- ・子ども会を核に、父母、祖父母、地域が一緒になって活動してほしい(地域懇談会)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- 誰もが当たり前に生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 様々な活動の場において、参加者が「何ができないか」ではなく、「どんなことができるか」という視点で取り組みましょう。
- 子ども会やスポーツ少年団等は、積極的に地域福祉活動に参加し、子どもに地域貢献の喜びを経験させましょう。

- ノーマライゼーション⁵³の理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供やその人 の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 障がい者の法定雇用率54を遵守しましょう。

⁵³ ノーマライゼーション:障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、すべての人の人権が保障され、地域で平等に生活できることが 普通の社会であるという考え方

⁵⁴ 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障がい者の割合

取組	内容	担当
バリアフリー ⁵⁵ ・ユニバー サルデザイン ⁵⁶ の推進	●「バリアフリー法」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めます。 ●「バリアフリー法」及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組みます。 ●既存の民間特定建築物(学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他多数の人が利用する建築物)のバリアフリー化を支援するため、整備を行う建築主に対し、整備費用の補助を行います。	市
合理的配慮の提供	●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」に基づき、障がい者に対する 差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して 取り組むとともに、社会全体での取組につながるよ う、市民や企業に広く啓発を行います。 ●合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者 や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象と して取り組みます。	市社協
芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	●公民館祭、芸術祭、スポーツ祭など、様々な場面で、 その人の特性に合わせた活躍の場を提供します。	市社協
優先調達の推進	●障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、障害者就労施設等から物品などの優先的な調達を推進します。	市市社協
手話言語の普及推進	●「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語の普及 に資する取組や環境整備を行います。	市
ファミリーサポートセン ター事業の実施	●住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター ⁵⁷ 事業を推進します。 ●住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取組を図ります。	市市社協

⁵⁵ ボリアフリー: 心身の障がいなどがある人にとっての物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態

⁵⁶ ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方

⁵⁷ ファミリーサポートセンター:地域の中で子どもを預かって欲しい人と子どもを預かりたい人が会員になって、相互援助活動を行う 有償ボランティア制度。援助内容は、子どもの送迎や預かり、病児・病後児に対応など

取組	内容	担当
介護支援ボランティアの促進	●高齢者が楽しみながら、介護施設の補助者としてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度 ⁵⁸ 」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。	市
介護や見守りが必要な人及 びその家族の支援	●認知症カフェ ⁵⁹ や地域活動支援センターの活動を通じて、本人やその家族の孤立を防ぎ、適切な情報提供や助言、必要なサービスへのつなぎを行うことにより、家族の心理的不安の軽減や生活の安定を図ります。 ●認知症の人や障がいのある人が自宅で安心して暮らせるよう、「認知症サポーター ⁶⁰ 養成講座」や「あいサポート研修」等を通じて、地域全体で認知症や障がいのことを理解し、見守ることができる体制づくりに取り組みます。	市





⁵⁸ 介護支援ボランティア制度: 市内在住の 65 歳以上の高齢者が、介護施設などで話し相手、散歩の補助、草刈り、レクリエーションの手伝いなどのボランティア活動を行う制度。 1 時間程度の活動で 1 ポイントが付与され、1 ポイント 100 円として、年間最大 5,000 円まで換金できる。

⁵⁹ 認知症カフェ:認知症の人とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、認知症についての相談や学び、交流の場。通称「オレンジカフェ」

⁶⁰ 認知症サポーター:認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

(1)総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】

様々な困難を抱える人の支援は、問題が複雑化・深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期発見するとともに、それらの問題の背景を的確に捉え、複合化・複雑化した問題の場合は、その解決に向けて、世帯全体を視野に入れた包括的な支援に結びつけていくことが重要です。

そのためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる 相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や 支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要がありま す。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、 相談支援体制の整備を目指すこととし、体制整備に当たっては、当面、モデル事業や関係 者を集めた推進会議を実施することにより、検討を重ねていきます。(体制の詳細は 36 ページ参照)

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- 近隣の人とのつながり、交流が薄くなってきている(地域懇談会)
- 支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要(計画策定委員)
- サービスや制度について、何でも聞ける総合的な相談窓口が必要(障がい者等の家族会)
- ・総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口を設置してほしい(地域包括支援センター)
- 協働窓口を設けてほしい(地域福祉ワークショップ)

ゴールイメージ①

エリア区分と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとします。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。

ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

取組	内容	担当
モデル事業による実証実験の実施	●市内の複数の地域で、モデル的に以下の内容の事業を実施し、その事業効果を検証することで、新体制への移行のためのプログラムを策定します。 ①市社協にコミュニティワーカーを配置し、モデル地区において、地域の住民や団体、事業者がるとともに、住民向けの研修を行う地域福祉のプラットフォームとなる場や環境を整備します。そのために、まずは地区内の地域福祉活動の在り方や社会資源の状況を検証します。 ②コミュニティグーカーは、出張相談や民生委員・児童委員などの地域福祉活動者との連携等により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、支援関係機関へのつ等を行います。 ③コミュニティソーシャルワーカーを配置し、多機関協働のネットワークを構築します。 ④コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティソーカーの研修プログラムを作成し、人材育成を行います。 ⑤「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、モデル事業の検証を	市社協
総合相談支援センターの 在り方の検討	●エリアごとに、地域住民や地域包括支援センター、 一般相談支援事業所などの支援関係機関で構成され る推進会議を設置し、総合相談支援センターの具体 的な業務内容、人員、移行プロセス等を検討します。	市

(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

ひきこもりなどの社会的孤立の問題、自死の問題、生活困窮者の問題、犯罪をした者の 再犯の問題などの「制度の狭間」に陥りやすい問題や8050問題、介護と育児のダブル ケアなどの複合的な問題の解決のためには、分野別、年齢別に対象者が限定された、いわ ゆる「縦割り」となっている福祉制度の範囲を越えた、分野横断的な支援が必要です。

また、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する「共生型サー ビス」のようなサービスは、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所におい てサービスを利用しやすくなったり、年齢や特性の異なるサービス利用者同士が交流し、 支え合うことで、互いに好影響がもたらされたりと、様々な面でメリットがあります。さ らに、人材を有効活用することで、業務の効率化が図られますので、福祉専門職の人材不 足解消にも効果的で、サービスの質の向上につながります。

このことから、(1)で述べた総合的な相談支援体制において、分野横断的な支援を実 施するとともに、一体的な福祉サービスの提供を推進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・行政機関の窓口は縦割りで多分野を把握していない現状がある(地域包括支援センター)
- ・障がい分野と介護保険分野、双方の理解や情報交換のための機会がない(地域包括支援セン
- 相談は生活全般にわたることが多く、根本の課題解決まで行き届かない(一般相談支援事業所)

企業・事業者・団体 に期待すること

○ 各相談事業所は、相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、専門分野と異なる分野の課 題であれば、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。



取組	内容	担当
生活困窮者への支援	●「生活困窮者自立相談支援事業」により、経済的、社会的困窮者に対し、自立した生活に向かえるよう、伴走型の相談支援を実施します。 ●「フードパートナー事業 ⁶¹ 」により、一時的に食事の確保に困っている世帯に対して、食料等を提供する生活再建に向けた支援を行います。また、食材・食品の提供者を募り、市民が互いに助け合う地域づくりを目指します。 ●「たすけあい金行 ⁶² 」や「生活福祉資金貸付事業」を実施し、生活困窮者に対する経済的自立に向けた支援を行います。 ●日常生活の悩みや心配ごとについて相談に応じる一般相談と、法律問題について弁護士が相談に応じる、法律相談を実施することにより、世帯の課題を把握し解決できるよう支援していきます。	市社協
子どもの貧困対策	●「米子市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子 どもが安心して生活でき、豊かな経験を積むことがで きる環境づくりや貧困の連鎖を断ち切るための子ど もの学力向上の取組を推進します。	市
支援会議 ⁶³ の設置検討	●生活困窮者自立支援法に規定されている「支援会議」について、地域ケア会議 ⁶⁴ や要保護児童対策地域協議会 ⁶⁵ 等、ほかの会議との関係を整理した上で、設置に向けた検討を行います。	市
子どもに対する切れ目ない支援	●就学前の子どもや保護者への支援を小学校へつなぎ、就学後も適切な支援を行うため、保育施設と小学校の合同情報交換会の開催や「就学予定児引き継ぎシート」、「就学支援シート」により、就学先の小学校への情報提供を行います。 ●医療機関で発達障がいの診断を受けた子どもとその保護者に対する支援がスムーズに行われるよう、「こども総合相談窓口」と医療機関との連携を強化します。	市
地域福祉庁内検討会議の 開催	●市の様々な分野の担当課で構成する「地域福祉庁内 検討会議」を開催することにより、地域課題の共有化 を図りつつ、分野横断的な施策展開へつなげます。	市
共生型サービスの推進	●新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。	市

⁶¹ フードパートナー事業:市社協が実施する、市民、企業、商店等から食材・食品の寄附を募り、生活困窮者へそれらを提供する事業 62 たすけあい金行:市社協が実施する、生活保護申請者を対象に、保護決定後、第1回目の生活保護費が支給されるまでの間の生活費 の貸付を行う事業

⁶³ 支援会議:市町村等が、生活困窮者の自立支援を図るために、関係機関等と情報交換等を行うために組織する会議

⁶⁴ 地域ケア会議: 地域包括支援センターが、医療、介護等の多職種協働による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための 資源開発や地域づくり等の社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する会議

⁶⁵ 要保護児童対策地域協議会:市町村が設置する、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場

(3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供

公的福祉サービスが、必要な人に適切かつ安定的に供給されていくためには、様々な手段を講じて、制度やサービスに関する情報を必要な人に的確に届けることで、「知らないから受けられない」という状況をなくすとともに、そのサービスの利用に至るまでの手続きは、簡便かつ迅速で、誰もが利用したいときに利用しやすいものにしておかなければなりません。そして、様々な福祉サービスの内容が、利用者の状況に見合ったものになっているかどうか、又は量的な過不足がないかをチェックし、問題があれば是正していく仕組みを整えておく必要があります。このことは、福祉サービスの供給体制を持続可能なものにしていくための、行政のコスト管理の観点からも非常に重要です。

これらを踏まえ、様々な公的福祉サービスについて、適切で利用しやすいものになるよう、提供の在り方を見直します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 1 T化が進む一方で、高齢者が情報を得にくくなっている。(地域懇談会)
- 活動の広報活動が不足している(サロン・交流の場)
- 多世代に情報が伝わるよう、ソーシャルネットワークサービスなどを活用した情報発信が必要(地域福祉ワークショップ)

- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけま しょう。
- 福祉関連事業者は、自らの提供するサービス内容や利用できる制度等について、利用 者に分かりやすく説明し、担当の窓口を明確にしましょう。

取組	内容	担当
地域ケア会議の充実	●地域包括支援センターが実施する「地域ケア会議」において、医療・介護などの多職種が協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの点検・支援を行います。	市
対象者の特性に合わせた 情報提供や申請手続きの配慮	●福祉サービスの提供に関して、障がい者や高齢者等を情報弱者にしないために、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方を検討します。 ●福祉サービスの申請手続きについて、誰もが利用しやすいよう、方法や場所等について配慮します。	市
給付費の適正化チェック	●各福祉分野の公的サービス給付が、量・質ともに適 正であるかチェックする体制を整備します。	市
サービス支給決定までの 迅速化	●福祉サービスの申請から審査、支給決定までの一連 の事務処理手順を見直し、迅速化を図ります。	市
精度の高い需給計画の策 定	●各福祉分野の需給計画の精度を高め、適切な給付が 行われるよう努めます。	市



(4) 虐待やDVから守るための支援

国の統計によると、2017年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談の件数は、 13万3000 件を超え、統計を取り始めた 1990 年度から 27 年連続で過去最多を更新 しました。また、高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス(DV) の相談件数も年々増えています。米子市内においても、これらの虐待やDVに関する相談 件数は増加傾向にあります。

家庭内や施設内で起こる虐待やDVは、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は、取 り返しがつかない状況になる恐れがあります。また、虐待やDVが起こる背景として、子 育てや介護の疲れ、経済的な問題、精神的な疾患、社会的孤立など、加害者が生活上の問 題を抱えていることが多く、被害者のケアが最優先ではありますが、加害者に対する支援 も非常に重要です。

このことから、被害者、加害者の双方がいつでも相談することができる仕組みを整備す るとともに、SOSの声があがるのを受け身で待つだけではなく、専門機関が住民による 見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気付きをいち早くキャッチすることで、虐待の 未然防止や被害者の早期保護につなげるよう努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・同居家族による虐待が増えている(地域包括支援センター)
- ・虐待等が疑われる場合など、相談先があればいい(児童・子育て支援)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

○ 自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに次に掲載している機関に 通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止 法」、「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。

通報・相談は、匿名で行うこともでき、通報・相談をした人やその内容に関する秘 密は守られます。

- 企業や事業者は、従業員に虐待防止に関する研修を受けさせましょう。特に福祉事 業者は、施設内で虐待行為が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させま しょう。
- 福祉事業者、医療機関等、業務上虐待を発見する可能性がある機関は、サービス利 用者やその家族をよく観察し、虐待が疑われる場合や虐待に至るリスクがあると判 断した場合は、すぐに通報しましょう。

虐待やDV等に関する通報・相談先

相談内容	通報•相談先	電話番号	受付時間	夜間•休日
児童虐待に 関すること	米子児童相談所	189 (児童相談所 全国共通ダイヤル)	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5176	8時30分~ 17時15分(平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
	米子市長寿社会課	0859-23-5155	8時30分~ 17時15分(平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
	ふれあいの里地域包括支援センター (啓成・車尾・福生東・福生西・福米 東・福米西)	0859-23-5798	8時30分~ 17時15分(平日)	ねーに、通路とに
	義方・湊山地域包括支援センター (義方・明道・就将)	0859-23-6790		
高齢者虐待に関すること	住吉・加茂地域包括支援センター (住吉・加茂・河崎)	0859-48-1365		
	尚徳地域包括支援センター (五千石・尚徳・永江・成実)	0859-26-6588		
	弓浜地域包括支援センター (彦名・夜見・富益・崎津・大篠津・和田)	0859-48-2330		
	箕蚊屋地域包括支援センター (巌・春日・大高・県)	0859-27-6500		
	淀江地域包括支援センター (淀江・宇田川・大和)	0859-56-1118		
障がい者虐待 に関すること	米子市障がい者支援課 (障がい者虐待防止センター)	0859-23-5159	8時30分~ 17時15分(平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
DVに関する こと	鳥取県西部福祉事務所 心と女性の相談担当	0859-31-9304	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5138	8時30分~ 17時15分(平日)	

※ただし、生命や身体に関わる危険があるなど緊急事態の時は、ためらわず、直ちに警察や 消防へ通報してください。

取組	内容	担当
通報先の周知徹底	●様々な機会を捉えて、市民に対し、虐待の通報先や 子育てや介護等に関する相談先の周知を図ります。	규
関係機関の連携の充実・強化	●虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、 米子市要保護児童対策地域協議会などの関係機関の ネットワークや民生委員・児童委員を始めとする地域 住民の見守り活動と、各種相談事業所等、虐待を発見 し得る機関との連携の充実・強化を図ります。	市
関係機関への研修の実施	●児童虐待を未然に防止するため、米子市要保護児童 対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向け の研修会を実施します。	市

(5)権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分の生活に必要な福祉サービスを始めとする様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが 困難になっている人がいます。

高齢化の進行や障がい者の地域移行が進められていくことで、今後地域の中でこれらの人たちが増えていくことが予想されますが、このような生活上の困難があっても、地域の中で尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、行政や関係機関が連携して、成年後見制度を始めとする、権利擁護や意思決定に関する支援を行う体制を強化していく必要があります。

また、症状が進行していく認知症などの場合は、利用者の判断力がある程度残っている 段階でこれらの支援につなぐことにより、本人の意思を尊重しながら、一緒に今後の生活 を考えていくことができますので、早期に支援につなげていくための周りの人のサポートや制度の周知も非常に重要です。

これらを踏まえ、権利擁護の推進に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・ 身寄りのない人の身元保証人ができるところがない (権利擁護支援)
- 困難事例や金銭的課題のあるケースに対する後見人のなり手が不足している (権利 擁護支援)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- 権利擁護の支援が必要な人がいた場合は、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しま しょう。
- 権利擁護支援に興味関心のある人は、市民後見人⁶⁶養成講座を受けることで、市民後 見人として活動することができます。
- 誰でも、いつ、大きな病気やケガにより、命が危険な状態に陥るかわかりません。 そのような状況になったときに、どのような医療やケアを受けたいか、人生の最期 をどう過ごしたいかということを、日頃から信頼できる人に伝えておきましょう。 また、「もしもの時のあんしん手帳⁶⁷」を活用し、自分の気持ちを記入しておきま しょう。

⁶⁶ 市民後見人:弁護士や司法書士などの資格はもたないが、講習等で成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた親族以外の市民による後見人のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。

⁶⁷ もしもの時のあんしん手帳:病気や認知症、事故、加齢などで自らの意思を伝えることができなくなる場合に備え、自分の望む療養を受けるため、医療や介護の希望などを書いておく手帳。市役所を始め、老人福祉センター等各施設の窓口に設置しているほか、イベント時や相談対応時に配付している。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 福祉事業者、医療関係者は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関につなげましょう。
- 企業や事業者は、従業員の研修に、人権の擁護に関するテーマを取り入れましょう。

市と市社協 の取組

取組 内容 担当 ●「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」に よる市民後見人養成講座の開催を通じて、市民後見 人の養成・育成を図ります。 ●市民後見人が安心して活動できるよう、活躍の場 市民後見人の養成 市 となる権利擁護に関する事業において、活動に対す る相談体制を整えます。また、市民後見人を対象と したフォローアップ研修を実施し、知識の向上やモ チベーションの維持を図ります。 ●法人後見事業の実施について、組織体制等の研究・ 法人後見事業68の検討 市社協 検討を行います。 ●成年後見制度の利用が必要と思われる人に対し、 成年後見市長申立ての推 市長による後見人専任の申立てや成年後見制度利用 市 進 支援事業による支援を行うことで、権利擁護を図り ます。 ●日常生活に不安のある高齢者や障がい者等(知的 障がい、精神障がい)が、住み慣れた地域、施設や病 日常生活自立支援事業の 院などで安心して生活できるよう、日常生活自立支 市社協 実施 援事業による福祉サービスの利用支援や金銭管理の 支援等を行います。

⁶⁸ 法人後見事業:社会福祉法人や社団法人、 NPO などの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

すべての市民が健康でいきいきとした生活をおくるためには、健康を個人の問題と捉えるのではなく、市全体の課題として捉え、様々な地域資源を活用した取組の中に、健康づくりや介護予防の視点を盛り込みながら、効果的・効率的な活動として取り組んでいく必要があります。その上で、市民一人ひとりが自分の健康に対する意識を持ち、積極的にこれらの活動に参加したり、あるいは各種健康診査や検診を受診したりすることが求められます。

これらの社会全体を巻き込んだ健康づくりや介護予防の活動の推進していくことで、 人が健康で活動できる期間が長くなり、平均寿命の差が少なくなる「健康寿命の延伸」に つながり、医療費や介護給付費の削減や介護離職による労働力不足を防ぐ効果も期待で きます。

このことから、市全体で市民の健康につながる取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 運動を促進するためのイベントをしたい (地域懇談会)
- ・ 認知症を予防する活動が必要 (地域懇談会)
- 介護予防の取組を活性化したい (地域懇談会)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。
- 公民館活動やふれあい・いきいきサロンに参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- 定期的に、各種健康診査やがん検診等の検診を受診しましょう。



企業・事業者・団体 に期待すること

○ 企業、事業者は、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、健康診査の受診勧奨、 メンタルヘルス対策等、従業員の心身の健康に配慮した経営を行いましょう。

取組	内容	担当
各種健康診査や検診の啓 発・周知	●保健推進員69や医療機関と連携を図り、各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行うとともに、受診勧奨を行います。 ●働き世代の受診の機会を広げるため、医師会等と連携を図りながら、休日検診、セット検診70を行います。 ●職域との連携を強化し、職域で健康診査や検診を受ける機会がない人に対する働きかけを行います。	市
地域診断 ⁷¹ の実施	●保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断を実施し、地域の特性に合わせた 保健活動につなげます。	市
こころの広場 ⁷²	●自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加 促進のための「こころの広場」を実施します。	市
生活習慣改善への支援	●健康相談、まちの保健室 ⁷³ 、いきいき健康ライフ教室 ⁷⁴ 等、各種健康教室の機会を利用し、大学や医療機関等と連携しながら、市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援します。	市
食生活改善への支援	●食生活改善推進員 ⁷⁵ と連携を図り、各公民館で伝達 講習会を実施するなど、健全な食生活の実践の大切さ を広く市民に普及します。 ●生活習慣病予防のため、講習や調理実習などを通し て健全な食生活に関する情報提供や啓発、その他栄養 相談、指導を行います。	市
ふれあい・いきいきサロン の充実	●ふれあい・いきいきサロン活動で行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ●サロン世話人研修会を開催し、世話人同士の交流や連携を図るとともに、活動内容についての助言や介護予防活動を紹介する等サロン活動の充実を図ります。	市社協
認知症の正しい理解の促 進・早期発見の推進	●認知症サポーター養成講座の開催など、認知症の正しい理解を深めるための取組を推進します。 ●認知症の早期発見のため、公民館祭等、様々な機会を捉えて、認知症の簡易検査を行い、必要な人はその後の支援につなげます。	市
フレイル予防の推進	●フレイルに関する知識の普及を行います。また、地域において運動機能向上のためのトレーニングに加え、口腔機能の改善や社会参加を促す取組を行うことにより、フレイル予防を推進します。	市

_

⁶⁹ 保健推進員:地域の健康づくりや病気予防に関する活動を行うボランティア

⁷⁰ セット検診:複数の検診を同日に受けられる検診

⁷¹ 地域診断:対象地域についての客観的指標やきめ細かい観察を通して、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

⁷² こころの広場:精神障がい者の社会参加を促進するために、月に1回実施している、レクリエーション等の交流活動の場

⁷³ まちの保健室:鳥取大学医学部と連携し、公民館、集会所等で健康、生活習慣病改善を目指した健康教室、健康相談を実施する事業 74 いきいき健康ライフ教室:健診結果で、脂質・血圧・血糖値・肥満のいずれかが要指導だった 40 歳から 64 歳の市民を対象に、体 力測定、ストレッチ等の実技、個別の運動・栄養処方、健康講義などを実施する事業

⁷⁵ 食生活改善推進員:食を通して地域の健康づくりを行うボランティア

(7) 居住・就労・移動手段の確保支援

地域の中には、高齢、障がい、病気、困窮等、様々な事情で、居住や就職等の生活基盤 が安定せず、不安を抱える人がいます。今後、高齢者数の増加が予想され、障がい者の地 域移行・地域定着の推進が図られる中、すべての市民ができる限り自立した生活を送り、 いきいきと活躍するために、その人に合った居住や就労の確保の支援をより一層充実さ せる必要があります。

また、自立した生活を送るために、近年特に課題となっているのが、移動手段の確保の 問題です。高齢者等を中心に、地元小売業の廃業等により、食料品・日用品の購入や通院 に不便や苦労を感じる方が増えてきており、社会的な問題となっています。地域懇談会に おいても、特に南部地区や弓浜地区では、交通手段が少ないために、買い物や通院に不便 を感じているとの意見が多数ありました。

これらを踏まえ、その人の特性に合わせて、自立した生活に向けた居住・就労・移動手 段の確保の支援に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 公共の交通機関が少なく不便(地域懇談会)
- ・車が無いと日常生活が成り立たない(地域懇談会)
- ・地域ボランティアによる移動支援をしたい(地域懇談会)

- 企業や事業者は、障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが 難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。
- 企業や事業者は、障がい者や高齢者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と相談し ながら、就労の促進に協力しましょう。



取組	内容	担当
あんしん賃貸支援事業 ⁷⁶ へのつなぎ	●各相談窓口で住居確保に関する相談があった場合は、相談者に寄り添いながら住居確保の支援を行う「あんしん賃貸相談員」へつなぎます。	市
高齢者の就労支援	●高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる、生涯現役社会の実現を目的に、高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングを図ります。	市
障がい者の就労支援	●特別支援学校の生徒について、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、卒業生の就労及び定着を支援します。 ●事業所(企業)の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。	市
障がい者雇用の促進	●企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図ります。	市
ひとり親家庭に対する自立支援	●ひとり親家庭の父母の自立に関する相談に応じ、相談者の意向や生活状況、職歴などを把握して、相談者の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。 その後、ハローワークと連携し、就職や転職がしやすくなるようきめ細かい支援を行います。	市
福祉有償運送 ⁷⁷ の実施	●NPO法人等が事業主体となる「福祉有償運送」 について、福祉有償運送運営協議会において事業の 必要性を検討するとともに、必要に応じて指導・助 言を行い、安全かつ適正な事業実施を図ります。	市
障がい者のタクシー料金 の助成	●重度の障がいのある人に、社会参加を支援するため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシーの初乗り料金相当額を助成します。	市
高齢者の移動支援	●高齢者の通院、買い物等の移動手段を確保する方 策について、住民活動等ボランティアによる支援も 含めて検討していきます。	市市
生活困窮者への支援	●生活困窮者自立支援事業により経済的、社会的困 窮状態にある人に対し、住まいの確保や就労に関す る支援を行います。	市社協

-

⁷⁶ あんしん賃貸支援事業:専任のあんしん賃貸相談員が、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、低所得者等の賃貸住宅等への入居 を希望する人の相談を受け、入居を支援する事業

⁷⁷ 福祉有償運送:身体障がい者や要介護者など、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人に対して、N P O法人等が、自家用自動車を使用して行う個別有償運送サービス

基本目標3 未来へつながる人づくり

(1) 地域の人材発掘・育成

地域福祉を推進していくためには、地域福祉の担い手となる人材が必要です。しかし、 地域福祉活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員・児童委員や在宅福祉員 等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられ、地域の重要な課題であることがわかりました。

地域の中には、地域福祉活動の担い手としての様々な能力を持ちながら、地域福祉に縁がなく、その能力が活用されていない人材が埋もれていたり、地域福祉活動に携わっている人の中にも、更なる活躍が期待できる人材が存在したりすると考えられます。そして、そのような人たちが発掘・再評価され、地域福祉の担い手やリーダーとして活躍することで、地域福祉活動の活性化につながります。

そこで、人材発掘のため、広く地域住民に対し、地域福祉への興味や関心が湧くような働きかけを行うとともに、意欲がある人が地域で活躍できるよう、各種講座や研修の機会を提供し、地域福祉活動者の人材育成に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 地域活動リーダーの養成が必要(地域懇談会)
- 地域の役員や活動者の役割について学ぶ機会がほしい(地域懇談会)
- スキルを持っている人の活用政策が必要(地域懇談会)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 市や市社協が行う各種講座や研修に積極的に参加してみましょう。そして、そこで得 た知識や技術を、地域福祉活動に活かしてみましょう。
- 趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心がけましょう。
- 周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。
- 一部の人に負担が掛からないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしま しょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

○ 企業や事業所は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。

取組	内容	担当
人材発掘・地域福祉活動 への参加促進	●地域住民と連携し、地域福祉活動の新たな担い手として、又はリーダーとして活躍が期待できる潜在的な人材の発掘を支援します。 ●若い世代に向けて地域福祉活動についての情報を発信し、活動への興味が湧くよう働きかけます。	市社協
地域福祉活動やボラン ティア活動に関する講座 や研修の実施	●地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動の実践に関する講座や研修を実施します。 ●ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティアセンターの事業の内容の充実を図ります。	市社協
市職員・市社協職員の地 域福祉活動の推奨	●研修等を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の「地域デビュー」を働きかけます。 ●職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。	市社協



基本目標3 未来へつながる人づくり

(2) 福祉従事者の確保・育成

高齢化の進展や個人の働き方や生活スタイルの変化に伴い、今後ますます福祉サービ スに対するニーズの増大・多様化が見込まれ、介護職や保育士等の福祉職従事者の量的確 保が大きな課題となっています。しかし、福祉関連職(介護職、保育士、相談支援員等) の有効求人倍率は全職種に比べて高い状態が続いており、福祉分野が人材不足の状況に あることがわかります。その結果、福祉サービスの提供に支障が生じており、事業者間で の人材の取り合いにもつながっていると言われています。福祉関連団体等へのインタ ビュー調査においても、人材不足を課題とする団体が多くありました。

また、社会的孤立や複合的な問題など、解決が困難な問題に対応するためには、問題を 総合的に捉え、適切な支援をマネジメントする能力や専門的な相談援助技術を有する人 材が求められ、これらの視点で、福祉職従事者の質的向上を図っていくことが重要となり ます。

そこで、各種学校への働きかけ等により、福祉人材の確保に取り組むとともに、高度な 知識や技術を持つ人材を育成するための体制整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 長期間の支援、ケースも多いため人材が不足している(サロン・交流の場)
- 支援者がボランティアのため負担が大きい(サロン・交流の場)
- 専門性のある支援者の質の確保が必要(障がい者等の家族会)
- ・ 就職前の学生が県内で活動している方の声を聴く機会が必要 (地域福祉ワークショップ)

- 福祉事業者は、従業員の離職を防止し、また、就職先として選ばれるよう、働きやす い職場環境の整備に努めましょう。
- 福祉事業者は、学生の研修やインターンシップに積極的に協力しましょう。
- 福祉事業者は、従業員のキャリアパスを明確にし、モチベーションの維持や資質向 上に努めましょう。
- 福祉事業者は、従業員のスキルアップのために、研修の機会の提供や資格取得のサ ポートを行いましょう。

取組	内容	担当
福祉職経験者等の発掘・育 成	●資格を有している人、又は職業経験がある人が福祉 職に復帰しやすいよう、研修や職場体験等をあっせん します。	市市社協
大学や各種学校との連携	●大学・専門学校の学生等、福祉、医療の専門資格取得を目指す人の実習やインターンシップを積極的に受入れ、地域で活躍できる人材の育成を支援するとともに、福祉職のやりがいを伝えます。 ●学生を対象に、福祉職に関するアンケート調査を実施し、学生獲得の参考とします。	市市社協
相談援助技術を有する専門職の育成	●大学や福祉事業者と連携を図り、各分野の相談支援 員が合同で参加する研修等を開催し、相談援助技術を 有する人材の育成を目指します。	中
子どもの貧困対策に資する人材の育成	●子どものために活用することを目的として、米子市が個人から受領した寄付金を原資とする「福祉基金」を活用し、子どもの学習支援に関するコーディネーターを設置するとともに、その人材育成に取り組みます。	市
U・ ターン ⁷⁸ の促進	●市外の若者に市内の企業情報を発信することで U・ I ターン就職を促進し、労働市場における人材確保を 目指します。	市



 $\mathbf{U}\cdot\mathbf{I}$ ターン: \mathbf{U} ターンとは、進学や就職などの理由で一旦出身地を離れた後、再び出身地に戻って就職又は転職すること。 \mathbf{I} ターンとは、出身地以外の場所に就職又は転職すること

基本目標3 未来へつながる人づくり

(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

地域福祉を活性化させ、推進していくためには、今まで地域福祉にあまり関わりがな かった人や若い世代の人を巻き込み、地域福祉活動の新たな担い手として活躍してもら うことが理想的です。しかし、実際には、仕事や子育て、介護等、様々な事情により、地 域福祉活動に参加したくてもできない人がたくさんいます。このような人たちには、地域 福祉活動への参加を求めるだけではなく、日常生活の一場面において、その人のできる範 囲で、周りの人や地域に対する気遣いや思いやりの行動をとってもらうよう働きかけて いくことが重要です。一人ひとりの力は小さくても、たくさんの人がそのような行動をと ることによって、地域を住みやすくする大きな力になります。

そのためには、幼少期から成人に至るまでのすべての市民に対し、それぞれの段階に合 わせて、誰もが地域で幸せに暮らすために必要なことに気付く機会や自ら学ぶ機会が提 供されなければなりません。

そこで、学校教育や社会教育と連携しながら、学童期から成人に至るまで、幅広く、長 期的な視点を持って、住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流 の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や地域福祉の心が芽生えるよう働 きかけます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 若い人が少なく、地域活動への参加も少ない(地域懇談会)
- 自治会と子ども会が協働した活動を増やしたい(地域懇談会)
- 地域と子どもの行事を強化し、学校と連携したい(地域懇談会)
- 市の広報で、地域のつながりが子どもたちの大切な体験になることを知らせてほ。 しい (地域懇談会)

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 家庭で子どもに福祉のことを知る機会を与えたり、子どもにボランティア活動を体験 させたりするなど、家庭内教育を通じて子どもの豊かな心を育みましょう。
- ○公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

○ 企業や事業者は、福祉は誰にでも関わる可能性のあることを踏まえ、従業員に研修を 行うなどにより、福祉学習の機会を提供しましょう。

取組	内容	担当
福祉や人権に関する研修会の実施	●公民館で実施する講座において、人権に関すること、 又は福祉や地域への愛着を育むようなテーマを設定 し、住民に働きかけます。 ●住民を対象に、地域福祉活動への関心や意欲を高め、 又は高齢や障がいへの理解を深める研修会等を実施す ることで、住民の福祉意識の啓発を推進します。 ●小・中学校の教職員に対して実施する人権教育研修 において、福祉に関する内容を取り扱うことで、教職員 の福祉意識を高めます。	市
顕彰の実施	●社会福祉事業の推進に功績のあった個人、団体に対し、「米子市社会福祉大会」等において表彰を行うことで、活動への意欲を高めるとともに住民の福祉意識の啓発に繋げます。	市市社協
地域福祉活動の普及啓発	●広報誌「よなご社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていきます。	市市社協
各種学校と連携した福祉教育	●児童、生徒が身近な地域に愛着を持ち、また福祉の心を育めるよう、小学校及び中学校の「総合的な学習の時間」や「特別活動」などの学習において、米子市の福祉部局や市社協が協力し、福祉学習の機会を提供します。 ●福祉教育の推進に資するため、「全小・中・特別支援学校福祉教育推進研究協議会」と連携し、福祉教育実践記録集を発行します。	市社協

